**■政党宛てに、ＦＡＸ要請を！労働者の声をぶつけよう！**

　政党あてに職場・地域からFAXで要請を集中します。

　(与党あて)

民主党　(F)０３－３５９５－９９６１

社民党　(F) ０３－３５８０－８０６８

国民新党　(F)０３－５２７５－２６７５

　(野党あて)

　日本共産党(F)０３－５４７４－８３５８

　自由民主党(F)０３－５５１１－８８５５(ふれあいFAX)

公明党(F)０３－３２２５－０２０７(相談室)

-------------------------------------------------------------------

（与党宛て文案）

鳩山首相！長妻大臣！労働者派遣法の実効ある改正を！

政府法案の「改悪」部分は絶対に削除を！

派遣社員の悩みと不満は「雇用の不安定さ」と「賃金格差・低賃金」です。だから、鳩山政権のマニフェスト「派遣の雇用安定を図る」「均等待遇を確立する」の打ち出しに、多くの派遣労働者の支持が集まりました。ところが、今国会に提出する予定の政府法案は、公約とは似て非なるものとなっています。前政権がもくろんだ改悪項目が盛り込まれたために、改正面も台無しとなり、「直接雇用」の大原則が崩されようとしています。安定雇用の崩壊につながる、この危険性に気付いてください。そして、労働者保護の名に値する、実効性ある法改正を実現するために、以下の修正を行なってください。

記

１．期間を定めないで雇用される派遣労働者に係る「特定目的行為」（事前面接）の解禁（法案要綱第1－8）や、３年を超えて継続して派遣就労している労働者への派遣先からの「直接雇用申し入れ義務」の撤廃（要綱第1－18）等、規制緩和の提案は法案から削除すること。

＊これにより派遣先は、労働者を特定する採用行為をしても雇用責任は問われず、好きなだけ使えて、いつでも簡単に解雇でき、労組からの団体交渉にも応じないですむ労働力を手にすることになります。正社員のほとんどが派遣社員に置き換えられかねません。

２．常時雇用する労働者でない者についての労働者派遣の禁止（登録型派遣の禁止）規定については、例外を設けず、全面禁止とすること（要綱第2－3）。

３．26専門業務は「高度かつ専門的な業務に限定する」という原則に立ち返り、全面的に内容を見直すこと。

４．派遣元事業主が常時雇用する労働者の定義については、「雇用期間の定めのない労働者」とすること（要綱第2－1,2,3）。

５．派遣の提供を受ける者（派遣先）が違法派遣行為を行った場合の「労働契約申込みみなし制度」については、①派遣先の違法の認識要件を削除すること。②違法内容についての法文の記載は限定列挙でなく例示とすること。③みなし制度で成立する労働契約は「期間の定めのない契約」とすること、また、その労働条件は派遣先労働者との均等待遇を確保するものとすること（要綱第1-19）。

６．日雇派遣は全面禁止とし、政令による例外は設けないこと（要綱第1-15）。

７．関係派遣先への労働者派遣の制限（グループ会社内の「もっぱら派遣」）については、関係派遣先への派遣割合を８割でなく５割にすること（要綱第1-4）。

８．「均衡を考慮した待遇」に配慮するのではなく、均等待遇と明記すること（要綱第1-10）。

-------------------------------------------------------------------

（野党宛て文案）

政権党の公約違反を追及してください！

労働者派遣法の実効ある改正を！

政府法案の「改悪」部分は絶対に削除を！

派遣社員の悩みと不満は「雇用の不安定さ」と「賃金格差・低賃金」です。厚生労働省が08年10月以降で把握している「非正規切り」25万6731人のうち57%は派遣。さらにその半数が労働契約法違反の契約中途解除で解雇されています。登録型、常用型の違いはなく、派遣労働者はもっとも安易に解雇される労働者なのです。ほかにも、事実上の雇用主である派遣先が雇用責任をとらず、人を雇用する力量のない（仕事と経済力をもたない）派遣元会社が偽装雇用主となるために、様々な違法がまかりとおっています。職場におけるパワハラ・セクハラも横行し、労災の発生率も正社員より高く、深刻な事件を引きおこしています。まさに、労働者派遣法の抜本改正は待ったなしです。

　ところが、このほど政府がまとめた「労働者派遣法の一部を改正する法律案要綱」は、こうした派遣労働の深刻な現状を改善するために有効な内容となっていません。それどころか、「直接雇用の原則」を崩壊させる改悪提案が含まれています。

ついては、実効性ある法改正を実現するために、以下の修正を行なっていただくことを要請します（以下、与党あて例文と同じ項目で）。